

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月A会社に採用され、営業職として業務に従事していたが、平成○年○月○日、配達準備のため2トントラックを運転して、会社敷地内の建屋の間の通路を通過しようとした際、トラック荷台上部が通路上の屋根に接触（以下「本件事故」という。）し、このとき、トラックが急停止したことから、頭部、頸椎、腰部を負傷し、同日、B病院に受診し「頸椎捻挫」と診断された。

本件負傷後、複数の医療機関において頭部外傷、外傷性頸部症候群、腰椎捻挫の傷病名により、投薬、牽引療法等の治療を受けていたが、平成○年○月○日にはC病院に受診し、同病院において、「脳脊髄液減少症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間について、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病に対しては保険適用が認められないことから、その療養のための休業補償については支給の対象とならないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という。）。

（２）請求人は、今般、後続請求として、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間について、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、初回請求と同様の理由により、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第２ 再審査請求の理由

（略）

第３ 原処分庁の意見

（略）

第４ 争 点

本件の争点は、請求人の休業が療養のための休業と認められるか否かにある。

第５ 審査資料

（略）

第６ 事実の認定及び判断

１ 当審査会の事実の認定

（略）

３ 当審査会の判断

請求人らは、請求人の休業が業務上の疾病による療養のための休業と認められるべきであると主張しており、以下検討する。

D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の傷病名を「脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）」とし、本件事故が原因であるとしている。

当審査会は前裁決において、平成○年○月○日発生の本件事故と平成○年○月○日診断の本件疾病との間に医学的にみて相当因果関係を見いだすことができず、本件疾病による休業は、業務上の疾病による療養のための休業とは認められない、と裁決している。

また、E医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人は、現在一般的に用いられている診断基準である、Mokri教授の診断基準、日本脳神経外科

学会の診断基準から低髄液圧症候群と診断されず、厚生労働省の診断基準をもってしても脳脊髄液漏出症とは診断されない、と意見しており、当審査会としても同医師の意見は妥当であると判断する。

以上より、請求人の本件疾病は、低髄液圧症候群、脳脊髄液漏出症とは認められず、業務上の事由によるものでもないと判断されることから、請求人の休業は療養のためとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。